

## 市内公園における

### 犬の散歩の許可とその更新について

市内の次の3公園において、誰もが安心して快適に楽しんでいただくとともに、衛生面や安全確保を図るため、犬の散歩を許可としております。利用される場合は、必ず許可の申請をし、「犬散歩許可証」の交付を受けてください。そして散歩の際は必ず携帯の上、利用規程を守ってご利用くださいませうようお願いいたします。

また、現在許可を受けている方につきましても、3月末で許可期限が到来しますので、引き

続き利用されたい方は、更新の手続が必要です。

#### 【対象公園】

「絹の台桜公園」「福岡堰さくら公園」「丘陵部2号近隣公園」

#### 【利用時間】

午前6時～午後7時まで

#### 【申請場所】

谷和原庁舎 都市計画課

(申請書はインターネットよりダウンロードできます)

※更新をご希望の方はお早めに申請してください。そのほか、詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

#### 問 谷和原庁舎都市計画課

58 2111 (内線8162)

## 農振除外の申出について

農振法に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地等以外の用途にする場合には、農用地区

域から除外する手続きが必要で

す。市では、今年度、農用地区域内農地の除外申出を次のとおり受け付けします。転用事業計画のある方は、受付期間内(期限厳守)に申し出願います。

なお、申出書類に記入漏れ、

または不備などがある場合には、それらの修正を行ってからでないといけないので、事前に農政課まで相談されるようお願いいたします。

▼4月受付期間 4月1日(金)～28日(木)

▼8月受付期間 8月1日(月)～31日(水)

#### 申出 谷和原庁舎農政課

58 2111 (内線8152)

## 固定資産税の縦覧について

固定資産税の情報開示制度により、納税者の皆さんが、他の土地や家屋の価格との比較ができます。○つくばみらい市の納税者であれば「土地家屋価格等縦覧帳簿(所在・地目・種類・面積・評価額などがわかるもの、所有者の記載なし)」により、他の物件を縦覧できます。

○自己の資産については、これまでどおり名寄帳の閲覧ができます。

○借地人、借家人なども、対象となる物件の閲覧や証明を請求できます。

※縦覧・閲覧を申請する場合は、

納税者や借地・借家人であることを証明できるものを用意してください(代理人の場合は委任状が必要です)。

▼縦覧期間 4月1日(金)～5月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

▼縦覧場所 伊奈庁舎税務課

#### 問 伊奈庁舎税務課

58 2111 (内線1135) 1137

## 文化協会主催事業

### わが街をもっとよく知ろう!

#### 街めぐりシリーズ その2

第二回目は旧谷和原地区の桜の名所と見どころめぐり

平成22年11月13日に実施した第一回の街めぐり(旧伊奈地区の史跡や市民活動施設)は、旧谷和原地区やみらい平地区の新しい市民のみなさんの参加で大変好評でした。第二回目は、主として谷和原地区のお花見の名所や、古民家や文化財のある福岡のお寺などお花見を楽しみながら「わが街をもっとよく知ろう」という街めぐりシリーズの事業を企画しました。

▼日時: 4月2日(土)

※雨天の場合は日程変更あり

▼集合場所: 伊奈庁舎前 午前8時30分

みらい平駅前 午前8時40分

谷和原庁舎前 午前8時50分

小絹コミュニティセンター 午前9時10分

▼見学予定場所: 小絹コミュニティセンター、絹の台さくら公園、古民家(松本邸)、福岡大楽寺(文化財・木造阿弥陀如来像など)、福岡堰さくら公園、JA直売所「みらいっ娘」(買い物)

▼定員: 申し込み順に40人

▼費用: 1000円(お花見弁当、お茶、保険料など)

▼主催: つくばみらい市文化協会

▼申し込み方法: はがきまたはFAXに住所・氏名・年齢・電話番号を書いて『つくばみらい市文化協会事務局』宛申し込みください。

▼申込期間: 3月25日(金)まで

※結果は、はがきでお知らせします。

▼申込先: つくばみらい市文化協会事務局(生涯学習課内)

〒300-2492 つくばみらい市加藤237

☎: 58-2111 FAX: 52-6025

